発議第1号

高山市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について

高山市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を高山市議会会議規則 (昭和42年高山市議会規則第1号)第14条の規定に基づき提出する。

令和7年3月21日提出

提出者 高山市議会議員 伊 東 寿 充

賛成者 高山市議会議員 水 門 義 昭

上 嶋 希代子

松山篤夫

倉 田 博 之

中筬博之

西 田 稔

丸 山 純 平

提案理由

刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴い改正しようとする。

高山市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

高山市議会の個人情報の保護に関する条例(令和4年高山市条例第42号)の一部を次のように 改正する。

	改	正	前			改	正	後	
(定義))			(定義	<u>;</u>)				
第2条	(略)			第2条	(略)				
$2 \sim 9$	(略)			$2 \sim 9$	(略)				

- 行政手続における特定の個人を識別するため 律第27号。以下「番号利用法」という。) う。
- $1.1 \sim 1.3$ (略)

(利用及び提供の制限)

第12条 (略)

 $2 \sim 4$ (略)

号から第4号まで及び第29条の規定は適用 しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定 の適用については、これらの規定中同表の中 欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句 とする。

の部 (略) 第38条第 又は第12 第12条第5項の 1項第1号 条第1項及 規定により読み替 び第2項の|えて適用する同条| 規定に違反 第1項及び第2項 して利用さ (第1号に係る部 れていると | 分に限る。) の規定 || に違反して利用さ

第12条第1項の部~第12条第2項第1号

10 この条例において「特定個人情報」とは、10 この条例において「特定個人情報」とは、 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(平成25年法) の番号の利用等に関する法律(平成25年法 律第27号。以下「番号利用法」という。) 第2条第8項に規定する特定個人情報をい 第2条第9項に規定する特定個人情報をい う。

 $11 \sim 13$ (略)

(利用及び提供の制限)

第12条 (略)

 $2 \sim 4$ (略)

5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2 5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2 号から第4号まで及び第29条の規定は適用 しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定 の適用については、これらの規定中同表の中 欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句 とする。

> 第12条第1項の部~第12条第2項第1号 の部 (略)

第38条第 又は第12 第12条第5項の 1項第1号 条第1項及 規定により読み替 び第2項の えて適用する同条 規定に違反 第1項及び第2項 して利用さし第1号に係る部 れていると 分に限る。)の規定 に違反して利用さ れているとき、番号 利用法第20条の 規定に違反して収 集され、若しくは保 管されているとき、 又は番号利用法第 29条の規定に違 反して作成された 特定個人情報ファ イル(番号利用法第 2条第9項に規定 する特定個人情報 ファイルをいう。) に記録されている とき

第38条第1項第2号の部 (略)

第6章 罰則

第53条 職員若しくは職員であった者、第9|第53条 職員若しくは職員であった者、第9 条第2項若しくは第15条第5項の委託を受 けた業務に従事している者若しくは従事して いた者又は議会において個人情報、仮名加工 情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事し ている派遣労働者若しくは従事していた派遣 労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘 密に属する事項が記録された第2条第5項第 1号に係る個人情報ファイル(その全部又は 一部を複製し、又は加工したものを含む。) を提供したときは、2年以下の懲役又は10 0万円以下の罰金に処する。

れているとき、番号 利用法第20条の 規定に違反して収 集され、若しくは保 管されているとき、 又は番号利用法第 29条の規定に違 反して作成された 特定個人情報ファ イル(番号利用法第 2条第10項に規 定する特定個人情 報ファイルをいう。) に記録されている とき

第38条第1項第2号の部 (略)

第6章 罰則

条第2項若しくは第15条第5項の委託を受 けた業務に従事している者若しくは従事して いた者又は議会において個人情報、仮名加工 情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事し ている派遣労働者若しくは従事していた派遣 労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘 密に属する事項が記録された第2条第5項第 1号に係る個人情報ファイル(その全部又は 一部を複製し、又は加工したものを含む。) を提供したときは、2年以下の拘禁刑又は1 00万円以下の罰金に処する。

第54条 前条に規定する者が、その業務に関第54条 前条に規定する者が、その業務に関 して知り得た保有個人情報を自己若しくは第一して知り得た保有個人情報を自己若しくは第一 三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は 盗用したときは、1年以下の懲役又は50万 円以下の罰金に処する。

三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は 盗用したときは、1年以下の拘禁刑又は50 万円以下の罰金に処する。

第55条 職員がその職権を濫用して、専らそ 第55条 職員がその職権を濫用して、専らそ 電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲 役又は50万円以下の罰金に処する。

の職務の用以外の用に供する目的で個人の秘 の職務の用以外の用に供する目的で個人の秘 密に属する事項が記録された文書、図画又は 密に属する事項が記録された文書、図画又は 電磁的記録を収集したときは、1年以下の拘 禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第2条第10項及び第12条第5項の改正 令和7年4月1日
 - (2) 第53条から第55条までの改正 令和7年6月1日 (経過措置)
- 2 前項第2号に掲げる改正の施行の目前にした行為の処罰については、なお従前の例による。